

緊急事態宣言発令に伴う、教習期限等の取り扱い

【教習期限などの救済措置】

警察庁から「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」が発出され、卒業・教習期間等の延長措置が可能となりました。

令和3年1月14日から京都府において緊急事態宣言発令に伴う外出自粛及び新型コロナウイルス感染症のおそれ等を理由に教習を中断している教習生に対しては、期限延長できることが京都府公安委員会から連絡がありました。該当の教習生は、申し出てください。

また、上記期限は、変動する可能性があります。変更があった場合は再度お知らせいたします。

緊急事態宣言発令に伴う、各種期限等の取り扱い

【仮運転免許証・修了証明書の有効期限についての救済措置】

警察庁から「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」が発出され、仮運転免許証・修了証明書の有効期限延長措置が可能となりました。

令和3年1月関東圏において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（令和3年1月8日～令和3年3月7日まで）が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症のおそれ等を理由に教習を中断している教習生に対しては、仮運転免許証・修了証明書の有効期限の延長ができることが京都府公安委員会からの通達でありました。該当の教習生は、申し出てください。

また、上記期限は、変動する可能性があります。変更があった場合は再度お知らせいたします。

2021年 1月